

1. 災害対策におけるトイレトレーラーの導入と各自治体への支援について

質問要旨

避難所での生活の長期化によるトイレ環境の悪化は、避難生活のストレスや、集団感染の原因となるだけでなく、災害関連死の危険性も高めることから、こうした状況を回避するためにも、避難所におけるトイレ環境の整備が重要であると考えますが、災害対策におけるトイレトレーラーの導入と各自治体への支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 国の中央防災会議において防災基本計画が修正され、指定避難所の保健衛生環境の整備について、仮設トイレ等の早期設置に加え、トイレトレーラーの整備等も明示され、より快適なトイレの設置等に配慮するよう市町村に要請があった中、まずは、本府がトイレトレーラーを導入し、被災地に派遣できる体制を整えるべきと考えるがどうか。また、府内自治体の様々なイベントや防災訓練等においてトイレトレーラーを活用することで、有効性を周知し、各自治体にも配置できるよう支援ができないか。

答弁

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。
災害時のトイレ対策についてでございます。

災害時におけるトイレの確保は、避難所における衛生環境を保つなど、避難者の健康を守る上で不可欠であり、国や他府県と連携し、避難所の設置・運営主体となる市町村を支援することが重要だと考えております。

このため、京都府におきましては、市町村と連携して、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレなどを確保するとともに、不足が生じる場合には、府内市町村の全体調整を行うことや、国や他府県に対して支援を要請するなど、広域的な支援体制を確保し、避難所の衛生管理に取り組むこととしております。

また、令和6年能登半島地震の教訓を京都府の地震防災対策に生かすため、今年度新たに地震対策専門家会議を設置し、避難所運営の経験が豊富な学識者やNPO法人、インフラ関係の専門家にも参画いただき、大規模災害時のトイレの確保をはじめとする避難所の環境整備について検討を進めているところでございます。

議員御提案のトイレトレーラーにつきましては、京都府内でも市町村において導入されているところもあり、車両による移動が可能のため、被災地域への迅速な対応が可能になるとともに、タンクの処理容量が大きく、水洗式でもあることから、避難所の衛生環境を確保するうえで、有効だと考えております。

また、市町村におきましては、平時には地域ごとに実施される防災訓練やイベントなど、常設のトイレがない屋外での催しにおいて、トイレトレーラーが活用されているところでございます。

一方で、広域行政を担う京都府がトイレトレーラーを導入した場合には、平時において、総合防災

訓練以外の屋外イベントなど、有効利用の機会が限られることや、し尿の収集や運搬、処分は市町村が所管する事務であることなど、運用や維持管理に課題があると考えております。

現在、国におきまして、各自治体が保有するトイレトレーラーなどの台数を登録したデータベースを作成し、自治体間相互に派遣し合う仕組みの検討が進められているところであり、トイレトレーラーを導入されている自治体の事例も研究し、災害時におけるトイレトレーラーの確保と活用につきまして、検討してまいりたいと考えております。

今後とも、市町村や国、他府県などとの連携を強化し、避難所における衛生環境の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

1. 災害対策におけるトイレトレーラーの導入と各自治体への支援について

質問要旨

避難所での生活の長期化によるトイレ環境の悪化は、避難生活のストレスや、集団感染の原因となるだけでなく、災害関連死の危険性も高めることから、こうした状況を回避するためにも、避難所におけるトイレ環境の整備が重要であると考えますが、災害対策におけるトイレトレーラーの導入と各自治体への支援に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(2) 府民に加え、多くの観光客への対応が必要となることから、避難者数に対応できる災害用トイレの備えが必要と考えるが、本府が想定する南海トラフ巨大地震や花折断層地震の避難者数を踏まえ、本府や各自治体が備蓄する災害用トイレの現状をどのように分析しているのか。

(危機管理監)

答弁

災害用トイレの現状についてでございます。

京都府では、市町村による避難所運営を支援するため、災害時応急対応マニュアルを作成しており、災害用トイレとして、簡易トイレや仮設トイレなどを確保することとしているところでございます。

このうち、簡易トイレにつきましては、持ち運びが容易であり、室内に設置が可能であることから、「公的備蓄等に係る基本的な考え方」におきまして、重点備蓄品目に位置づけ、避難所での避難者数100人あたり1基とし、市町村と共同して備蓄しているところでございます。

現在の備蓄状況につきましては、花折断層帯地震や三峠断層地震など、被害想定に基づく必要数を満たしているところがある一方で、生駒断層帯地震など、市町村分の備蓄が不足しているところもございます。

そのため、京都府が簡易トイレを市町村間で融通するための調整を行うことや、民間団体との協定に基づき、仮設トイレを確保することにより災害用トイレの必要数を確保することとしているところでございます。

現在、京都府では、京都府内の主要な10断層について、地震被害想定を見直すとともに、令和6年能登半島地震での断水の長期化に伴う避難所の衛生環境の悪化などの課題も踏まえ、災害用トイレの確保について、在宅避難者等を含めた必要数の検討や、先ほど知事から答弁いたしましたとおりトイレトレーラーを導入されている自治体の事例研究などに取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携して、災害時のトイレの確保に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 帰宅困難者への対応について

質問要旨

本府の帰宅困難者への対応は、関西広域連合で協議された「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を活用することとなるが、多くの国内外の観光客や府民にその内容を理解してもらい、どのような行動を取るべきかを周知していくことは、現実的には困難と考える。帰宅困難者を迅速に避難誘導できなければ、猛暑の夏や冷え込んだ冬の季節には人命にも影響すると考える中、災害時や不測の事態に備えた帰宅困難者への対応は、多言語への対応や府内の各地域に対応した一時避難所の細かな情報の発信等が必要と考えるが、本府の対応状況や周知の方法、改善点について、所見を伺いたい。

(危機管理監)

答弁

次に、帰宅困難者への対応についてでございます。

災害に伴う交通機関の運行停止により帰宅困難者が発生した場合には、適時・的確な情報提供を行い、帰宅困難者の安全を確保することが重要だと考えております。

このため京都府では、「きょうと危機管理WEB」により、道路交通状況や鉄道運行情報などの情報を多言語で提供しているところであり、加えて、災害発生直後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」という基本原則の呼びかけを行うこととしております。

さらに、関西広域連合では、市町村が設置する公園や広場などの一時避難場所や、トイレや水を提供していただけるコンビニエンスストアや飲食店を「帰宅困難者NAVI」の地図上で案内しているところがございます。

災害時に必要な情報を確実に届けるためには、平時から、これらの情報発信ツールの存在を知っていただくとともに、非常時には、より多くの方々にアクセスしていただくことが必要であると考えているところです。

そのため、府民だよりやX、LINEなどのSNSに加え、今後、公共交通機関や宿泊施設におい

でも広報してまいりたいと考えております。

また、鉄道の輸送障害による帰宅困難者に対し、市町村が開設した公共施設や、京都府が確保した宿泊施設などの一時滞在施設の情報を届けるためには、鉄道事業者との連携が不可欠となります。令和5年1月の大雪により、多数の帰宅困難者が発生した際には、鉄道事業者との連絡体制に課題があったところでございます。

そのため、昨年12月に帰宅困難者対策に関するガイドラインを作成し、鉄道事業者と一時滞在施設の開設状況などについて情報共有することにより、帰宅困難者に対し適切な情報提供を行うこととしたところでございます。

今後とも、市町村をはじめ、関西広域連合や鉄道事業者などの関係機関と連携し、帰宅困難者の安全確保に取り組んでまいります。

3. 夜間中学の設置について

質問要旨

夜間中学は、義務教育を受けられなかった方等の人生にとって、重要な存在であり、学びのセーフティーネットとしての機能を果たしているが、夜間中学の設置に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。
(教育長)

(1) 夜間中学のニーズは把握が難しいと言われている中、不登校等で十分に義務教育を受けられなかった人が増加していることで、中学既卒者が増加傾向にあり、潜在的な夜間中学への入学希望者は多いと見られているが、このような現状を本府はどのように考えているのか。

(2) 国は、夜間中学への入学希望者が一人でも多く通えるように、夜間中学の更なる設置促進を目指す方針である中、本府の夜間中学は、京都市内に1校のみで、入学条件が京都市内在住者又は在勤者等となっており、夜間中学に通いたくても通えない方がいると考える。本府として、夜間中学への通学を希望する方が通学できない状況をどの程度把握しているのか。また、全ての人が義務教育を保障されることが重要であり、今後の不登校児童生徒の増加や外国籍の方の増加を考えても、現在の体制では不十分と考えるがどうか。

答弁

(教育長答弁)

池田輝彦議員の御質問にお答えいたします。
夜間中学の設置についてでございます。

義務教育は、一人一人の能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うことを目的として行われるものであり、様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった方々については、必要な教育を受ける機会が確保されるようにすること

が重要でございます。

議員御指摘の夜間中学につきましては、義務教育を修了せずに学齢期を超過した、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した、外国籍の方のうち本国や我が国で義務教育を修了していないなど、様々な背景を持つ方々の学びを保障しているものと承知しております。

京都府において外国人人口が増加する中、学齢期の外国人児童生徒については、府内の各小中学校において受け入れを行っておりますが、全国的な状況を踏まえると、本国で学齢期を超過してから来日されている方は京都府にも一定数おられ、今後も増加していくと考えております。

こうした方々の中には、十分な教育を受けられなかったことにより、生活において様々な困難を抱える方もいらっしゃるかと考えております。また、こうした方々が府内各地において点在しており、使用言語も多岐にわたる点が京都府の特徴となっております。

さらに、府内の不登校児童生徒も11年連続で増加しており、府教育委員会としても居場所づくりや学習面での支援等に取り組んでおります。

一方で、現在、府内に設置している唯一の夜間中学である、京都市立洛友中学校の生徒数を見ますと、令和5年5月時点で3学年あわせて18人であり、この数字が、京都府の人口の約半数を占める京都市の状況であることも参考にする必要があります。

こうした中、府教育委員会においては、平成30年に夜間中学に対するニーズ調査を実施いたしました。府内の公共施設・日本語教育施設等にアンケートを合計2万枚配布し、計15通の返信がありました。夜間中学の設置

を具体的に検討するに至るニーズを把握することはできませんでした。

一方で、それから約6年が経過しており、京都市立洛友中学校においても、京都市外からのお問い合わせが年に数件程度寄せられていると聞いているところでございます。

府教育委員会といたしましては、日本語指導が必要な学齢期の児童生徒に対しては、市町教育委員会が国の補助事業を活用して小中学校に支援員を配置する場合に、国と協調して支援を行っております。

また、様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった方々に対しては、必要な学習機会を確保するため、不登校経験を含めた多様な経験のある生徒が自分のペースで学べる柔軟な教育システムを設けた高校の設置や、高校の定時制課程に在籍する日本語指導が必要な生徒や中学校段階の学びなおしが必要な生徒への支援等を行ってまいりました。

府教育委員会といたしましては、今後もこうした学習機会の確保に努めるとともに、府立高校改革や外国人受け入れ・共生社会実現に向けて、知事部局とも連携する中で、様々な事情で義務教育を十分に受けられなかった方々の学習ニーズ把握の方法を含め、更なる支援の在り方等について、検討を進めてまいります。